

【誤りやすい事例 ② - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の孫が相続した場合（2割加算②）

私（国税信二郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、父（国税一郎）とともに祖父の財産を相続しました。

なお、私は祖父と養子縁組を行っています。

相続税の申告書(続) 修正

※申告期限延長日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ **コクセイ シンジロウ** 財産を取得した人 参考として記載している場合

氏名 **国税 信二郎** 財産を取得した人 参考として記載している場合

第1表

⑨	240,000	円
⑩		円
⑪		円
⑫		円

第4表

被相続人 **国税 太郎**

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名			
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記①又は②の金額がある場合には、 ((①-②)×0.2)となります。	⑥	円	円

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人、及び相続開始の時点で被相続人との親類に属する者」には含まれませんので②欄のみを記入は不要です。

誤

私は、祖父の孫養子（養子となった孫）であるので、祖父の一親等の血族に該当し、2割加算の対象とはならないと考え、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書(続) 修正

フリガナ **コクセイ シンジロウ** 財産を取得した人 参考として記載している場合

氏名 **国税 信二郎** 財産を取得した人 参考として記載している場合

第1表

⑨	240,000	円
⑩		円
⑪	48,000	円
⑫		円

第4表

被相続人 **国税 太郎**

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎		
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	240,000	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記①又は②の金額がある場合には、 ((①-②)×0.2)となります。	⑥	48,000	円

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人、及び相続開始の時点で被相続人との親類に属する者」には含まれませんので②欄のみを記入は不要です。

正

孫養子（代襲相続人である孫養子を除く。）は、一親等の血族に該当しますが、相続税の2割加算の対象となります。

したがって、第4表を作成の上、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入します。

○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。